

中間前金払制度の導入について

(令和3年9月1日以降に公告等する建設工事から適用)

岡山市水道局

これまでの着手時の前金払（請負代金額の10分の4以内）に加え、工期の2分の1を経過し、一定の要件を満たしている場合には、保証事業会社の保証を条件に、請負代金額の10分の2以内の額を追加で前金払します。

1 対象工事

前払金の支払を受けた工事のうち、請負代金額が1件1千万円以上で、かつ、工期が90日以上のもので、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した工事とする。
ただし、部分払を選択した工事については、中間前金払の対象としない。

2 中間前金払と部分払の選択

落札者から契約締結時に「中間前金払・部分払選択届」の提出を求め、中間前金払又は部分払のいずれかを選択させるものとする。

この場合において、契約締結後の変更は認めない。

なお、選択した中間前金払又は部分払について、必ず請求する必要はない。

3 対象となる経費の範囲

次の要件すべてを満たす工事の材料費等に相当する額として必要な経費について、当該経費の4割を超えない範囲内で既にした前金払に追加して、当該経費の2割を超えない範囲内に限り前金払をすることができる。

ア 工期の2分の1を経過していること。

イ 工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

ウ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

4 中間前払金の額

請負代金額の10分の2以内とする。

ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の10分の6（低入札価格契約の場合は、10分の4）を超えてはならない。

5 中間前金払の認定請求

中間前払金の支払を請求しようとするときは、中間前金払認定請求書とともに工事履行報告書を工事担当課へ提出し、上記3の要件を満たしていることの認定を受けなければならない。

6 中間前金払の認定方法

ア 認定請求書の提出があったときは、上記3の要件をすべて満たしていることの認定を行う。この場合において、上記3のウの要件を満たしていることの認定は、認定請求書作成時点における現在日出来高に請負代金額を乗じて得た額により行うことができるものとする。

イ 認定結果については、原則として当該認定請求書を受理した日から7日以内に通知する。この場合において、上記3の要件をすべて満たしていると認めたときは、中間前金払認定調書を交付する。

7 中間前金払の請求

中間前金払認定調書の交付を受けた者は、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結した上で、当該保証契約証書（正副2通）とともに中間前金払請求書を工事担当課に提出して、中間前金払の支払を請求する。

8 中間前払金の支払

ア 中間前金払請求書を受理したときは、その日から起算して14日以内に中間前払金を支払う。

イ 中間前払金の支払は、保証契約証書に記載された預託金融機関に対する振込みにより行う。

岡山市水道局

総務部 管財課 契約係

TEL (086) 234-5917

FAX (086) 221-8473

Email keiyaku@water.okayama.okayama.jp